

第1条 総則

1. 石川県若者就職情報総合ポータルサイト（以下、「いしかわ就活スマートナビ」といいます。）とは、石川県が運営するインターネットの専用ウェブサイト及びスマートフォンアプリ、電子メールを利用した、情報提供サービスをいいます。
2. 本参加規約は、いしかわ就活スマートナビの適正な運営を図るために必要事項を定めたものです。
3. いしかわ就活スマートナビに参加登録する企業は、本参加規約及び別途定める「個人情報の取扱について」の内容すべてに同意したものとします。

第2条 いしかわ就活スマートナビの目的

いしかわ就活スマートナビは、「概ね35歳未満の若年求職者（以下、「若年求職者」といいます。）の就職活動の支援」および「石川県内に活動拠点（本社又は事業所等）を有する企業の若年人材確保の支援」を目的としています。

第3条 用語の定義

1. 求職者会員とは、いしかわ就活スマートナビの会員登録手続きを行った若年求職者をいいます。
2. 企業会員とは、いしかわ就活スマートナビに参加登録した企業をいいます。
3. 運営者とは、石川県又は石川県がいしかわ就活スマートナビの運営を委託した者をいいます。

第4条 利用できるサービス内容及び特典

1. 企業会員は、次の各号に定めるサービスを利用することができるものとします。
 - ① いしかわ就活スマートナビを利用した、会社概要の掲載。
 - ② いしかわ就活スマートナビを利用した、求人情報、会社説明会などの各種イベント（以下、「イベント」といいます。）情報、インターンシップ受入れ情報、の掲載および求職者会員からの応募受付。
2. 企業会員は、自らの意思によって第1項に定めるサービスを利用し、利用に係わるすべての責任を負うものとします。

第5条 企業会員への参加登録および登録情報の追加・変更ならびに退会

1. 企業会員への参加登録は、別途定める登録手続きによるものとします。
2. 企業会員は、登録情報を、追加、変更できるものとします。
3. 企業会員は、別途定める手続きにより退会できるものとします。退会后、登録情報、および求職者会員からの求人や会社説明会等への応募履歴は、全て削除されるものとします。

第6条 参加要件

参加申し込みにあたっては、以下の項目を満たしていることを要件とします。

- ① 概ね35歳未満の若年者を正社員（又は正社員の前提としての契約社員）で採用する予定があること。
※一般労働者派遣、紹介予定派遣での採用は除く。
- ② 石川県内に活動拠点（本社又は事業所等）を有し、石川県内の拠点における人材採用であること。
- ③ 健康保険、厚生年金、雇用保険、労働災害補償保険（労災）の4保険全てに加入していること。（試用期間中の加入も必須）※ただし、4保険の適用除外となる事業所は除く。
- ④ 採用にあたり、公正で公平な選考を行っていること。
- ⑤ 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

第7条 審査項目

参加要件及び以下の内容に照らし、参加を認めることが不適切と判断した場合は、申込を受理しないものとします。

- ① 雇用条件、待遇、保険、募集要項などが労働関連法令に違反しており、虚偽の求人情報掲載を企図する企業、団体、組織でないこと。
- ② 悪質な商行為など、事業及びサービス内容が法令に反している、または社会倫理上問題のある企業、団体、組織でないこと。
- ③ 運営者が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等に照らし合わせて、参加することが適切でないと判断した業種でないこと。
- ④ 過去3年以内に厚生労働省が公表する、新規学卒者の採用内定を取り消した企業でないこと。
- ⑤ 重大な労働関係等法令違反を行っていないこと。

- ⑥ 民事再生法又は会社更生法の再生手続き中の企業でないこと。
- ⑦ その他、運営者が参加を認めることが適切ではないと判断した場合。

第8条 企業会員の登録期間

企業会員の登録期間は、3月1日（運営者の参加承認が3月1日以降の場合は運営者が承認した日）から翌2月28日までの間とします。ただし、運営者が別に期間を定めた場合はその期間とします。

第9条 会費及び支払い方法

1. 企業会員は、参加登録にあたり会費として年3万円を運営者に対し、支払うものとします。なお、企業会員が登録期間内にいしかわ就活スマートナビを利用しなかった場合や期間途中で退会をした場合であっても、会費の減額や返還は行わないものとします。
2. 運営者は、企業会員に対して、その参加を承認した際は、請求書を発行するものとします。
3. 企業会員は、請求書を受領後、翌月末日までに運営者の指定する金融機関の口座へ支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は、企業会員が負担するものとします。
4. いしかわ就活スマートナビの運営にあたり、各年度の収支決算において余剰金が発生した場合は、会費の一部を返還します。

第10条 企業会員の登録期間の延長

1. 企業会員が翌期への登録継続を希望する場合、登録期間内にその旨を運営者に口頭、メール等により申し出るとともに、翌年度分に係る会費を納入することにより登録期間を1年間延長することができるものとします。
2. 運営者は企業会員から登録継続の申し出があり、これを承認した際は翌年度分に係る会費の請求書を発行するものとします。
3. 会費の支払いに関しては、前条第3項を準用するものとします。

第11条 登録時のIDおよびパスワード

1. 運営者は、企業会員に対し、企業会員専用ウェブサイトへのアクセスに必要なIDおよびパスワードを発行するものとします。
2. IDおよびパスワードは、企業会員自らが責任をもって使用、管理するものとし、第三者への譲渡、貸与、名義変更、売買、担保設定等の行為を禁止するものとします。
3. 盗難、その他の事情によって第三者がIDおよびパスワードを不正使用した場合など、企業会員の管理が不適切であることによって生じた損害については、すべて企業会員自らが負担するものとします。

第12条 情報の登録および修正

1. 企業会員が、自らの情報（会社概要、求人、イベント、インターンシップ受入れ、自社PR動画、SNSへのリンク等）を登録する際は、運営者の承認を必要とするものとします。
2. 企業会員は、登録情報を追加、変更できるものとします。
3. 企業会員は、登録情報の精度を保つため、3ヶ月に一度見直し、更新するものとします。

第13条 応募情報の管理

1. 企業会員は、いしかわ就活スマートナビにより提供されるサービス、求職者会員が企業会員に提供した応募内容およびその他の個人情報（以下、「応募情報等」といいます。）を企業会員自身の採用活動及びインターンシップ受け入れ目的にのみ使用することとし、その他の目的に一切使用しないものとします。
2. 企業会員は、応募情報等を機密として厳正かつ適正に取り扱うものとし、求職者会員本人の同意を得た場合を除き、第三者に開示しないものとします。

第14条 禁止事項

1. 企業会員は、企業会員の責めに帰すべき事由により、運営者又は第三者に損害等を与えた場合は、その一切の責任を負うものとします。
2. 企業会員は、いしかわ就活スマートナビに参加するにあたり、次の各号に定める行為を禁止するものとします。
 - ① 意図的に虚偽の情報を登録、改ざんし、提供する行為。
 - ② 運営者、他の企業会員、いしかわ就活スマートナビを利用する若年求職者または第三者の著作権、

- 肖像権、その他知的所有権、財産、プライバシー等を侵害、誹謗・中傷する行為。
- ③ 犯罪に結びつく行為、公序良俗に反する行為、またはそれらのおそれのある行為。
 - ④ いしかわ就活スマートナビの利用を通じて入手した情報を用いての売り込み等の行為、営利を目的として複製・販売・出版する等の行為、私的利用の範囲を超えて使用する行為。
 - ⑤ いしかわ就活スマートナビの運営の妨げ、あるいは運営者の信用を毀損するような行為、またはその恐れのある行為。
3. 企業会員は、他の企業会員による禁止事項を把握した場合は、運営者まで速やかに報告するものとします。

第15条 会員資格取消

1. 運営者は、企業会員が以下の各号に該当すると判断した場合には、一切の通告をせず、会員資格を取り消すことができるものとします。また、その企業会員に対し、いしかわ就活スマートナビへの参加を将来に渡って拒絶する権利を有するものとします。
- ① 本参加規約の条項に違反したとき。
 - ② 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき。
 - ③ 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき。
 - ④ 事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき。
 - ⑤ 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき。
 - ⑥ 信用に不安が生じたとき。
 - ⑦ 事業を廃止したとき、または清算にはいったとき。
 - ⑧ 内定の取消または採用中止その他会員の差別的な取扱または言動等、採用活動上望ましくない行為を行ったとき。
 - ⑨ 法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったとき。
 - ⑩ その他、本参加規約に定める事項を遂行できる見込みがなくなったとき。
2. 企業会員は前項に定める事項に該当する事由が発生した場合は、速やかに運営者に報告するものとします。

第16条 免責

運営者は、次の各号に該当する場合は、一切の責任を負わないものとします。

- ① いしかわ就活スマートナビの品質および機能に関する、完全性、正確性、および有用性等の保障。
- ② いしかわ就活スマートナビに登録された情報の保護およびインターネットを経由して行われる情報の送受信について、不可抗力によるデータの消失や流出、第三者による盗聴、改ざん、不正利用等。
- ③ 前項の他、いしかわ就活スマートナビにおける、あらゆるデータの変更および消去。
- ④ その他、運営者の責めによらない事由により生じた損害。

第17条 いしかわ就活スマートナビの停止・終了等

運営者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、企業会員への事前の通知および承諾を得ることなく、いしかわ就活スマートナビを停止、変更または終了できるものとします。

- ① いしかわ就活スマートナビを運用するシステムの定期保守、更新および突発的な故障、ならびに緊急の場合。
- ② 通常講ずべき対策では防止できないウイルス被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、いしかわ就活スマートナビの提供が困難となった場合。
- ③ その他不測の事態により、運営者がいしかわ就活スマートナビの運営を困難と判断した場合。

第18条 企業会員情報の管理

運営者は、次の各号に掲げる場合にのみ、企業会員の登録情報を利用するものとします。

- ① 第4条に定めるサービスの提供に関すること。
- ② 運営者が実施する人材採用・定着・育成サービスに関する情報提供等に関すること。
- ③ 各種アンケート等の依頼に関すること。

第19条 非公開情報の第三者への開示

運営者は、原則として、企業会員の同意を得ることなく、企業会員の登録情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次の各号に掲げる場合においては、関係法令に違反しない範囲において、企業会員の同意なく登録情報を開示することがあります。

- ① 第三者に不利益を及ぼす事象が生じ、運営者が企業会員の登録情報を提供する必要があると判断した

場合。

- ② 裁判所から、法令に基づく開示を命じる判決もしくは命令を受けた場合、または、警察などの公的機関から、定める法令に基づく捜査権限による正式な照会を受けた場合。
- ③ 企業会員自らから運営者に対し、第三者への開示または提供について指示があった場合。

第20条 再委託

運営者は、いしかわ就活スマートナビの全部または一部の作業を再委託できるものとし、再委託先の選任、監督ならびに再委託先が行った作業の結果については、運営者が全ての責任を負うものとし、

なお、次の各号に定める場合においては、前条に定める第三者に該当しないものとします。

- ① 運営者が、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を再委託する場合。
- ② いしかわ就活スマートナビの運営が承継されるに伴い、個人情報の管理業務が引き継がれる場合。

第21条 知的財産権

いしかわ就活スマートナビにおけるコンテンツ、デザイン、システム等に関する知的財産権は運営者に帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されるものとします。ただし、企業会員が作成および登録した情報、写真等については、この限りではありません。

第22条 参加規約の変更

運営者は、本参加規約を随時変更できるものとします。変更の内容は、専用ウェブサイト上に2週間表示した時点で、すべての企業会員が承諾したものとみなします。

第23条 専属的合意管轄裁判所

いしかわ就活スマートナビの利用に関し、企業会員と運営者との間で訴訟の必要が生じた場合は、日本法を準拠法とし、金沢簡易裁判所または金沢地方裁判所を企業会員と運営者の第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

付則 この規約は平成28年4月1日から施行する。

付則 この規約は令和2年4月1日から施行する。

付則 この規約は令和3年11月1日から施行する。

付則 この規約は令和5年11月1日から施行する。